

平成 27 年 3 月 2 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
代表 03-5253-8111

「指定確認検査機関指定準則の改正案」及び「指定構造計算適合性判定機関
指定準則の制定案」に関するパブリックコメントの募集の結果について

国土交通省では、平成 26 年 12 月 26 日（金）から平成 27 年 1 月 30 日（金）までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしく願いいたします。

○「指定確認検査機関指定準則の改正案」及び「指定構造計算適合性判定機関指定準則の制定案」に関するパブリックコメントの寄せられたご意見と国土交通省の考え方

※指定確認検査機関指定準則の改正案に対し 35 件、指定構造計算適合性判定機関指定準則の制定案に対し 23 件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※指定準則と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

＜指定確認検査機関指定準則の改正案に関するご意見関係＞

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>【第1 第七号】</p> <p>親族の定義は、「配偶者並びに二親等以内の血族及び一親等の姻族をいう。」とすべき。</p> <p>なお、「一親等以内」という表現は不適切である。</p>	<p>現行の親族関係の規定では、代表者、担当役員、確認検査員、補助員の親族が出資する企業等からの確認検査の引受けを禁止したり、機関の株主の親族が制限業種の役員であれば、株主を制限業種従事者とみなすこととしています。</p> <p>これらの規定に抵触していないことの確認は、機関に大きな負担となっているとの意見があり、これまで親族関係規定への抵触で機関を処分した事例がないことから、緩和することとしたものです。</p> <p>「一親等以内」という表現は「一親等」に修正いたします。</p>
<p>【第1 第八号及び第九号】</p> <p>施行令第 136 条の2の 14 第 1 項第三号で定義される関係のうち、「機関の理事長が公的団体の非常勤理事に就任するような場合」は、法第 77 条の 19 第十号の「その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係」ではないため、親会社の定義から外してほしい。</p>	<p>親会社等の性格や役員の勤務形態にかかわらず、必要な制限を規定しています。</p>
<p>【第2 第二項】</p> <p>東日本大震災により、被災地の指定確認検査機関において検査員の不足が生じたため、被災地外の指定確認検査機関から職員を派遣しているが、準則等で定める確認検査員等の数は平常時のものであり、大規模災害時等のように業務量が急激に変化する場合においては、弾力的な運用をしていただきたい。</p>	<p>震災復興においても、確認検査の内容は平常時と同じ水準が求められますので、確認検査員等の数を弾力的に取り扱うことは適切でないと考えています。</p> <p>なお、準則第2第1項で、「専任」の職員であることを求めています。派遣元の機関に籍を置いた状態でも、派遣先の機関と雇用契約を結び、派遣先の機関においてのみ業務に従事していれば、派遣先の機関において専任と取り扱うことは可能です。派遣元の機関を退職する必要は必ずしもありません。</p>

<p>【第2 第2項】 一週間当たりの勤務時間を「四十時間」から「三十五時間」に改められたい。</p>	<p>確認検査員等の勤務時間は、四十時間が一般的であるため、改正はいたしません。</p>
<p>【第3 第二号】 帳簿記入の補助作業や民事的な契約・手数料請求等の事務作業については、機関の職員以外の派遣労働者が従事しても支障がないため、「確認検査の業務」から当該事務作業を除外してもらいたい。 (類似意見他1件)</p>	<p>帳簿の作成・管理、確認検査業務関係書類の管理等の業務が「確認検査の業務」に該当するか否かは、機関それぞれの業務の実情に基づき判断することとなります。</p>
<p>【第3 第四号及び第六号】 制限業種の企業が、指定確認検査機関に役職員を出向させた場合に、公正かつ適切な審査が厳格になされるか危惧されるので、引受規制が必要である。 (類似意見他4件)</p>	<p>過去2年間に制限業種の企業に所属していた者が機関の役員となる場合は、準則第6第十号により、機関の代表者又は担当役員となることはできません。 過去2年間に制限業種の企業に所属していた者が機関で確認検査を担当する場合は、準則第6第十号により、確認検査員となることはできませんが、補助員として確認検査の補助的な業務を行うことはできます。ただし、その場合においても、準則第3第六号により、当該企業が制限業種に係る業務を行う建築物について、確認検査を担当することはできません。 制限業種からの出向社員が機関の職員となる場合に、さらなる制限をすることは過剰と考えております。</p>
<p>【第3 第四号ニホ】 機関が確認検査を行ってはならない対象として新たに規定された二とホに関し、「建築主である建築物」と「設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物」の両方が規制されているが、「建築主である建築物」については、制限の対象とすべきではない。 (類似意見他1件)</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3第四号の規定を、以下のとおり見直すこととしました。 四 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、ハからトまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査を行ってはならない。 イ 機関の代表者又は担当役員 ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等(過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。) ハ イに掲げる者の親族 ニ ハに掲げる者が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。)</p>
<p>【第3 第四号ニホ】 機関が確認検査を行ってはならない対象として新たに規定された二とホに関し、特定支配関係は施行令第百三十六条の二の十四第二項により連鎖することとなるが、同条第一項第三号による特定支配関係については、同条第二項による連鎖的な関係の場合、申請者や機関の両者が特定支配関係を把握しないまま、申請を受け付け、確認検査を行ってしまうおそれがある。 その場合、そもそも申請者は特定支配関係を利用して不</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3第四号の規定を、以下のとおり見直すこととしました。 四 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、ハからトまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査を行ってはならない。 イ 機関の代表者又は担当役員 ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等(過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。) ハ イに掲げる者の親族 ニ ハに掲げる者が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。)</p>

<p>正な審査を機関に働きかけようもないため、制限の対象とすべきではない。</p> <p>(類似意見他 11 件)</p>	<p>ホ イ又はハに掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等</p> <p>ヘ 機関又は機関の親会社等が特定支配関係(令第三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。)を有する者</p> <p>ト 機関の役職員が代表者の地位を占める企業、団体等(過去二年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。)</p>
<p>【第3 第五号ロ】</p> <p>指定構造計算適合性判定機関と指定確認検査機関の間に関係企業等の関係があるか否かについて、申請者や機関が把握しやすいように国の委任を受けた法人等で調査し情報提供していただきたい。</p> <p>指定確認検査機関に過去に在任していた役員について、指定構造計算適合性判定機関との関係を調べるのは困難であり、過去二年間の遡及を取りやめていただきたい。</p>	<p>指定構造計算適合性判定機関と指定確認検査機関の間に関係企業等の関係があるか否かの確認は、特に困難であるものとは考えておりません。</p> <p>申請者への周知については、各々の指定確認検査機関で責任を持って、引受けできない指定構造計算適合性判定機関を周知していただく必要があります。</p> <p>後半の意見につきましては、過去二年間が遡及する対象を指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員に改めます。</p>
<p>【第3 第五号ホ】</p> <p>新たに規定された第五号ホのうち、「機関の親会社等が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関」に関し、特定支配関係は施行令第三十六条の二の十四第二項により連鎖することとなるが、同条第一項第三号による特定支配関係の場合、機関の親会社等のすべての役員及び職員について、他法人の代表権を有する役員の地位を占めていないかを確認する必要があり、現実的に特定支配関係の有無を確認することが困難である。その場合、そもそも指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関は、特定支配関係を利用して不正な審査・判定を互いに働きかけようもないため、制限の対象から外してほしい。</p> <p>(類似意見他2件)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「機関の親会社等が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関」については、令第三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除くこととしました。</p>
<p>【第3 第六号】</p> <p>指定準則第3第三号において、「補助員は、確認検査の補助的な業務のみを行い、単独で確認検査の業務を行つ</p>	<p>制限業種企業から指定確認検査機関に移籍した者については、準則第6第十号により、2年間は確認検査員とし</p>

<p>てはならない。」と規定されており、補助員は確認検査業務の権限がないので、補助員を第3第六号の制限の対象から外してほしい。</p>	<p>て選任されることはできず、補助員として確認検査の業務に携わることとなりますが、補助員の行う確認検査の補助的な業務であっても、確認検査が公正かつ適切に運用されるためには、引受けの制限が必要と考えます。</p>
<p>【第6 第二号】 近年、合併または持ち株会社化が頻繁に行われおり、本人が意図または承知しないところで所属していた法人が退職後の2年間に制限業種になる可能性があるため、過去2年間とする期間の削除、短縮または退職後に制限業種になった場合は除くとしてほしい。</p>	<p>過去2年間に所属していた企業が、本人の退職後に制限業種に該当することとなった場合は、過去2年間に制限業種を営む法人に所属していたとはいえないため、制限の対象とはなりません。</p>
<p>【第6 第五号】 制限対象の議決権でないものとみなすことができる千分の一未満という条件を、五百分の一未満としてほしい。</p>	<p>制限対象の議決権でないものとみなすためには、当該議決権を保有している株主が連帯して機関の経営に影響を及ぼすおそれがないと判断できなければなりません。機関の総株主の議決権の千分の一未満の議決権を保有している者であれば、そのおそれがないと判断し、設定したものです。</p>
<p>【第7】 準則第3第七号の規定がなくなり、監視委員会は機関の自主的判断により設置することとなったため、回数を「毎年一回以上」又は、機関の裁量で行えるようにしてほしい。 (類似意見他2件)</p>	<p>指定準則で定める監視委員会の回数は「毎年一回以上」と改め、機関の裁量で更に追加して開催できることとします。 指定確認検査機関にあっては、監視委員会は機関のコンプライアンスに対する姿勢を対外的に示すための仕組みでもありますので、積極的にご活用ください。</p>

＜指定構造計算適合性判定機関指定準則の改正案に関するご意見関係＞

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>【第1 第八号】</p> <p>親族の定義は、「配偶者並びに二親等以内の血族及び一親等の姻族をいう。」とすべき。</p> <p>なお、「一親等以内」という表現は不適切である。</p>	<p>現行の親族関係の規定では、代表者、担当役員、判定員の親族が出資する企業等からの判定の引受けを禁止したり、機関の株主の親族が制限業種の役員であれば、株主を制限業種従事者とみなすこととしています。</p> <p>これらの規定に抵触していないことの確認は、機関に大きな負担となっているとの意見があり、これまで親族関係規定への抵触で指定確認検査機関を処分した事例がないことから、緩和することとしたものです。</p> <p>「一親等以内」という表現は「一親等」に修正いたします。</p>
<p>【第1 第九号及び第十号】</p> <p>施行令第 136 条の2の 14 第 1 項第三号で定義される関係のうち、「機関の理事長が公的団体の非常勤理事に就任するような場合」は、法第 77 条の 19 第十号の「その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係」ではないため、親会社の定義から外してほしい。</p>	<p>親会社等の性格や役員の勤務形態にかかわらず、必要な制限を規定しています。</p>
<p>【第1 第十三号】</p> <p>制限業種の定義を、指定確認検査機関の指定準則の定義と同一にしてほしい。</p>	<p>指定構造計算適合性判定機関と指定確認検査機関が判定又は建築確認を引き受ける対象の違いを考慮して、制限業種の内容を変えています。</p> <p>なお、「昇降機の製造、供給及び流通業」については、構造計算適合性判定の対象外であるため制限業種から削除することとします。</p>
<p>【第2】</p> <p>平成 19 年 5 月 15 日付け国住指第 281 号「指定構造計算適合性判定機関の指定について」第2第1項第三号にて、「判定員の数は少なくとも二人以上であること」が定められていたが、今回の準則案で削除された理由を教えてください。</p>	<p>省令に規定したため削除しております。</p> <p>(機関省令第 31 条の 3 の 2 第 1 項)</p>
<p>【第3 第二号】</p> <p>「機関は、機関の職員以外の者を判定の業務に従事させてはならない。」とあるが、指定確認検査機関と同様の取り扱いとなるのか明確にしてほしい。</p>	<p>機関の職員以外の者を業務に従事させてはならないことについては、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関とも同じ扱いです。ただし、指定確認検査機関は、確認検査員の数の算定に当たり、常勤や専任でなければなりません。指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定員の数の算定に当たり、常勤・非常勤を問</p>

	わず、他の業務との兼業も可能です。
<p>【第3 第二号】</p> <p>帳簿記入の補助作業や民事的な契約・手数料請求等の事務作業については、機関の職員以外の派遣労働者が従事しても支障がないため、「判定の業務」から当該事務作業を除外してもらいたい。</p>	帳簿の作成・管理、判定業務関係書類の管理等の業務が「判定の業務」に該当するか否かは、機関それぞれの業務の実情に基づき判断することとなります。
<p>【第3 第三号ニホ】</p> <p>機関が判定を行ってはならない対象として新たに規定されたことホに関し、「建築主である建築物」と「設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物」の両方が規制されているが、「建築主である建築物」については、制限の対象とすべきではない。</p> <p>(類似意見他1件)</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3第三号の規定を、以下のとおり見直すこととしました。</p> <p>三 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、ハからトまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定を行ってはならない。</p> <p>イ 機関の代表者又は担当役員</p> <p>ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等(過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。)</p> <p>ハ イに掲げる者の親族</p> <p>ニ ハに掲げる者が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。)</p> <p>ホ イ又はハに掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等</p> <p>ヘ 機関又は機関の親会社等が特定支配関係(令第三十六條の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。)を有する者</p> <p>ト 機関の役職員が代表者の地位を占める企業、団体等(過去二年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。)</p>
<p>【第3 第三号ニホ】</p> <p>機関が判定を行ってはならない対象として新たに規定されたことホに関し、特定支配関係は施行令第三十六條の二の十四第二項により連鎖することとなるが、同条第一項第三号による特定支配関係については、同条第二項による連鎖的な関係の場合、申請者や機関の両者が特定支配関係を把握しないまま、申請を受け付け、判定を行ってしまうおそれがある。</p> <p>その場合、そもそも申請者は特定支配関係を利用して不正な審査を機関に働きかけようもないため、制限の対象とすべきではない。</p> <p>(類似意見他6件)</p>	
<p>【第3 第四号ロ】</p> <p>指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関との間に関係企業等の関係があるか否かについて、申請者や機関が把握しやすいように国の委任を受けた法人等で調査し情報提供していただきたい。</p>	<p>指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関との間に関係企業等の関係があるか否かの確認は、特に困難であるものとは考えておりません。</p> <p>申請者への周知については、各々の指定構造計算適合</p>

<p>指定構造計算適合性判定機関に過去に在任していた役員について、指定確認検査機関との関係を調べるのは困難であり、過去二年間の遡及を取りやめていただきたい。</p>	<p>性判定機関で責任を持って、引受けできない指定確認検査機関を周知していただく必要があります。 後半の意見につきましては、過去二年間が遡及する対象を指定確認検査機関の代表者又は担当役員に改めます。</p>
<p>【第3 第四号ホ】 新たに規定された第四号ホのうち、「機関の親会社等が特定支配関係を有する指定確認検査機関」に関し、特定支配関係は施行令百三十六条の二の十四第二項により連鎖することとなるが、同条第一項第三号による特定支配関係の場合、機関の親会社等のすべての役員及び職員について、他法人の代表権を有する役員の地位を占めていないかを確認する必要があります。現実的に特定支配関係の有無を確認することが困難である。その場合、そもそも指定構造計算適合性判定機関と指定確認検査機関は、特定支配関係を利用して不正な判定・審査を互いに働きかけようもないため、制限の対象から外してほしい。 (類似意見他2件)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「機関の親会社等が特定支配関係を有する指定確認検査機関」については、令百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除くこととしました。</p>
<p>【第7】 準則第3第七号の規定がなくなり、監視委員会は機関の自主的判断により設置することとなったため、回数を「毎年一回以上」又は、機関の裁量で行えるようにしてもらいたい。 (類似意見他1件)</p>	<p>指定準則で定める監視委員会の回数は「毎年一回以上」と改め、機関の裁量で更に追加して開催できることとします。 指定構造計算適合性判定機関にあつては、監視委員会は機関のコンプライアンスに対する姿勢を対外的に示すための仕組みでもありますので、積極的にご活用ください。</p>
<p>【第7 第4項】 機関の委任は、都道府県知事の判断によるものであるため、監視委員会の報告の必要性の有無は、各都道府県で独自に知事が定める委任の基準に任せるべきであり、指定準則に定めるべきではない。</p>	<p>法 77 条の 35 の 17 により、国土交通大臣等又は委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に対し、構造計算適合性判定の業務に関し必要な報告を求めることができるため、国土交通大臣等、委任都道府県知事の両者に対して、報告を求めているものです。</p>